

## 令和 8 年度スポーツ団体に対する補助金について

スポーツ基本法第 35 条に基づき、次の補助金の交付について意見を求めます。

- |                                   |                |
|-----------------------------------|----------------|
| 1 「スポーツ推進事業補助金」                   | 補助金額：17,467 千円 |
| 交付団体：公益財団法人厚木市スポーツ協会              |                |
| 2 「あつぎスポーツアカデミー推進事業補助金」           | 補助金額：4,780 千円  |
| 交付団体：公益財団法人厚木市スポーツ協会              |                |
| 3 「スポーツ協会補助金」                     | 補助金額：70,994 千円 |
| 交付団体：公益財団法人厚木市スポーツ協会              |                |
| 4 「レクリエーション協会補助金」                 | 補助金額：296 千円    |
| 交付団体：厚木市レクリエーション協会                |                |
| 5 「スポーツ少年団連絡協議会補助金」               | 補助金額：252 千円    |
| 交付団体：厚木市スポーツ少年団連絡協議会              |                |
| 6 「地区スポーツ振興会長連絡協議会補助金」            | 補助金額：130 千円    |
| 交付団体：厚木市地区スポーツ振興会長連絡協議会           |                |
| 7 「全国スポーツ大会等開催補助金」                | 補助金額：800 千円    |
| 交付団体：全国スポーツ大会等実施種目競技団体            |                |
| 8 「スポーツ合宿誘致事業補助金」                 | 補助金額：2,240 千円  |
| 交付団体：市内スポーツ施設等を使用する市外に活動の拠点を置く団体等 |                |
| 9 「スポーツ全国リーグ等招致補助金」               | 補助金額：900 千円    |
| 交付団体：市内スポーツ施設等に全国リーグ等を招致した団体等     |                |

## 参考

スポーツ基本法（抜粋）

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

社会教育法（抜粋）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

## スポーツ団体に対する補助金交付(案)について(スポーツ基本法第35条関係)

| No. | 団体名等                         | 名称                     | 補助金額(千円) |        |         | 団体の概要  |   |
|-----|------------------------------|------------------------|----------|--------|---------|--|---|
|     |                              |                        | R8年度     | R7年度   | 増減      | 活動の目的  | 活動内容または団体数等   |
| 1   | 公益財団法人<br>厚木市スポーツ協会          | スポーツ推進事業補助金            | 17,467   | 13,867 | 3,600   | 市民スポーツの普及・振興、競技力の向上及びスポーツに関する指導者・組織の育成を図り、もって厚木市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する。 | 【事業内容】<br>・あつぎマラソン、各種スポーツ教室(36教室)、スポーツフェスティバルの開催<br>・競技別選手権大会、小学生及び中学生を対象としたスポーツ大会(8大会)、月例マラソン、あつぎウォークの開催<br>・指導者に対する助成(指導者養成事業、スポーツボランティアの確保及び育成、スポーツセミナーの開催)<br>・情報紙の発行、ホームページの運営、スポーツ情報コーナーの設置、加盟団体との意見交換会の開催<br>・スポーツ人のつどいの開催、スポーツ交流事業の実施<br>・加盟団体に対する活動支援(選手育成強化助成、スポーツ団体活動助成) |
| 2   |                              | あつぎスポーツアカデミー推進事業補助金    | 4,780    | 4,780  | 0       |  | 【事業内容】<br>・あつぎスポーツアカデミー事業の開催(27事業 運動能力の発達、競技力の向上)   |
| 3   |                              | スポーツ協会補助金              | 70,994   | 62,246 | 8,748   |  | 加盟団体数 30加盟団体<br>役員数 理事18人、評議員19人、監事2人<br>会員数 11,812人(令和7年6月末時点)<br>補助対象職員 専務理事兼事務局長1人、プロパー職員6人(1人増)、臨時職員1人  |
| 4   | 厚木市レクリエーション協会                | レクリエーション協会補助金          | 296      | 296    | 0       | 市内レクリエーション団体相互の連絡と健全なレクリエーション活動の振興を図る。   | 7種目<br>会員数 544人   |
| 5   | 厚木市スポーツ少年団連絡協議会              | スポーツ少年団連絡協議会補助金        | 252      | 252    | 0       | 市内のスポーツ少年団相互の連絡と健全なスポーツ少年団活動の振興を図る。  | 10加盟団体<br>会員数 182人  |
| 6   | 厚木市地区スポーツ振興会長連絡協議会           | 地区スポーツ振興会長連絡協議会補助金     | 130      | 130    | 0       | 地区スポーツ振興会長相互の緊密な連携を図るとともに、各種事業等について研究・協議し、スポーツの推進に寄与する。                        | 会員数15人(各地区スポーツ振興会長)<br>地域スポーツのより一層の活発化のためニュースポーツ等の研修を行う。  |
| 7   | 全国スポーツ大会等実施種目競技団体            | 【拡大】<br>全国スポーツ大会等開催補助金 | 800      | 550    | 250     | 市内におけるスポーツ大会等の開催を促進し、本市のスポーツの振興及び交流人口の拡大を図る。                                   | 本市においてスポーツ大会を開催する団体等  |
| 8   | 市内スポーツ施設等を使用する市外に活動の拠点を置く団体等 | スポーツ合宿誘致事業補助金          | 2,240    | 5,000  | △ 2,760 | スポーツ合宿等を誘致し、本市のスポーツ振興、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図る。                                    | 【対象のスポーツ団体等について】<br>①スポーツ活動を行う団体(選手のほか監督、コーチ又はマネージャーで構成された団体であって、市外に活動の拠点を置くもの)<br>②厚木市スポーツ協会に加盟する団体が主催し、又はスポーツ協会が共催し、若しくは厚木市若しくは厚木市が後援等する大会等に出場する個人であって、市外に住民登録を有するもの  |
| 9   | 市内スポーツ施設等に全国リーグ等を招致した団体等     | 【新】<br>スポーツ全国リーグ等招致補助金 | 900      | 0      | 900     | スポーツの全国リーグ等を招致することにより、市民スポーツの関心を高めスポーツに親しむことができる環境づくりを推進する。                    | 全国リーグを招致した団体等の運営に対し補助金を交付   |